

令和6年9月6日

新産業推進課

ビジネス支援プラザ現地説明会資料

【設置目的】

新たな産業や高付加価値型の産業を創出し、創業者を育成する拠点施設と

して、平成17年4月に、長崎県ビジネス支援プラザ（以下、「支援プラザ」とする。）を開設。

【施設概要】

所在地	長崎市出島町2-11 出島交流会館2階、8階～10階
内容	<ul style="list-style-type: none">●2階【389㎡】<ul style="list-style-type: none">・創業準備室（2階） 5ブース【20㎡（4㎡×5）】・展示交流室 CO-DEJIMA ●8階【389㎡】<ul style="list-style-type: none">・創業支援室（管理者事務室）【25㎡】・創業準備室（8階） 5ブース【37㎡（5㎡×2、7㎡×3、共用部分6㎡）】・小創業者育成室（小インキュベートルーム） 6室【13㎡×5室、12㎡×1室】・商談室 2室【各19㎡】・コピー室、倉庫等 ●9階【389㎡】<ul style="list-style-type: none">・中創業者育成室（中インキュベートルーム） 2室【27㎡、26㎡】・展示交流室 2室【各48㎡】・コピー室、倉庫等 ●10階（372㎡）<ul style="list-style-type: none">・誘致企業向け貸事務室 1室【185㎡】 ※最大3室に分割可能【71㎡+49㎡+65㎡】・倉庫等

【スタートアップ企業育成施設（2階、8階、9階）】

（1）使用期間

- ①創業準備室 原則6月（最長1年）
 - ②小創業者育成室 原則1年（最長2年）
 - ③中創業者育成室 原則2年（最長3年）
- ※①～③を通算して、5年を超えることはできない。

（2）使用料

入居日からの期間	使用料（月額/㎡）
1年以内	1,040円
1年を超え2年以内	1,570円
2年を超え3年以内	2,090円
3年を超え4年以内	2,400円
4年を超え5年以内	2,610円

※光熱費は別途負担あり

（3）入居施設の位置づけ

①創業準備室

創業準備室は創業準備中の個人を対象として想定しており、1人分5～7㎡のスペースで、2階はCO-DEJIMA内に5ブース、8階は大部屋1室に5ブースを用意。それぞれの起業アイデアをビジネスプランとして作り上げ、早く創業を実現して、会社を立ち上げることを目標にしている。

②小創業者育成室

小創業者育成室は、創業準備～創業直後のスタートアップを想定しており、12㎡と、社員1～2名分のスペースでの入居が可能。ここでは、創業・会社設立を実現し、事業の方向性を固めて、やがて市中に立地していくプロセスを促進することを目的にしている。創業準備ブースからの転居も可能。

③中創業者育成室

中創業者育成室は、創業直後～創業3年程度のスタートアップを想定しており、社員3～4名程度の入居が可能。ここでは、創業した事業が安定軌道に乗り、更に成長が望める方向になり、市中に自立していくことを目標にしている。

○施設使用対象者等

下記の要件を全て満たすもの

- ① 新たに創業しようとするもの又は使用開始の時点で創業後5年を経過していないもの。
- ② 製造業、情報通信業その他知事が認める事業のために使用すること。
- ③ 創業者の事業計画が優れたものであること。

(4) 入居者の選定方法

●創業準備室

県、CO-DEJIMA運営者、指定管理者で構成する運営委員会で入居の可否を決定。

●小・中創業者育成室

指定管理者が、スタートアップ支援の有識者で構成された入居審査会を開催、審査結果に基づき、指定管理者が入居の可否を決定。

●審査基準

申請者の事業計画について、下記事項に重点を置き総合的に審査。

- ・事業の実現性・事業の成長性・事業の新規性、競争優位性
- ・事業の推進体制、経営体制

(5) 入居状況（R6.9.1現在）

全18室中9室入居中

① 創業準備室（2階）	5室中	0室入居
② 創業準備室（8階）	5室中	2室入居
③ 小創業者育成室	6室中	5室入居

【誘致企業向け貸事務室（10階）】

(1) 施設使用対象者等

- ・下記の要件を全て満たす誘致企業（既に、県内に事業所を有している場合は、増設に限る。）

- ① 製造業、ソフトウェア業、試験研究機関、機械修理業、産業用設備洗浄業、機械設計業、エンジニアリング業その他知事が特に必要と認める事業
- ② 研究、開発、設計等支援プラザの設置目的に照らして適当と認められる業務のために使用すること。
- ③ 新たに常時雇用する者が5人以上であること。

(2) 使用期間 原則3年（最長5年）

(3) 使用料

入居日からの期間	使用料（月額/㎡）
3年以内	1,040円
3年を超え5年以内	2,610円

※共益費別途負担 200円/㎡

※光熱費は別途負担あり

(4) 入居状況 2者

- ・(株)デンソーウェーブ（R元.4月～）
- ・サクラ精機(株)（R4.4月～）

【指定管理者制度について】

(1) 指定管理者制度の導入

●施設開設時（平成17年4月1日）から指定管理者制度を導入

●指定管理者が行う業務

(1) 支援プラザの使用許可に関する業務

(2) 支援プラザ及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(3) その他支援プラザの運営に関して必要となる業務

①使用者に対する相談業務

②支援プラザの使用料等に関する業務

(2) 指定管理者選定委員会委員（4名）

・ユニオンソフト(株) 代表取締役 濱田 利夫
(起業家大学卒業生)

・(有)サンビル興産 取締役 一ノ瀬 恵介
(民間の創業者育成室運営者)

・株式会社ジャンクション 代表取締役 佐々木 茂
(中小機構九州本部長崎地区アドバイザー)

・日本政策金融公庫長崎支店 融資第二課長 岩元 達也

(3) 選定にあたっての評価の観点

①支援プラザを利用しようとする者の公平な使用を確保できるか。

②支援プラザの効用を最大限に発揮させることができるか。

③安定した管理運営ができるか

④金額が過去の実績に照らし過大でないか。

以上の基準に基づき、利用見込み者の県下での発掘や利用促進、入居後に創業につながる支援など創業者を増加させる取組を重視

※採点の詳細は選定評価表をご確認ください。